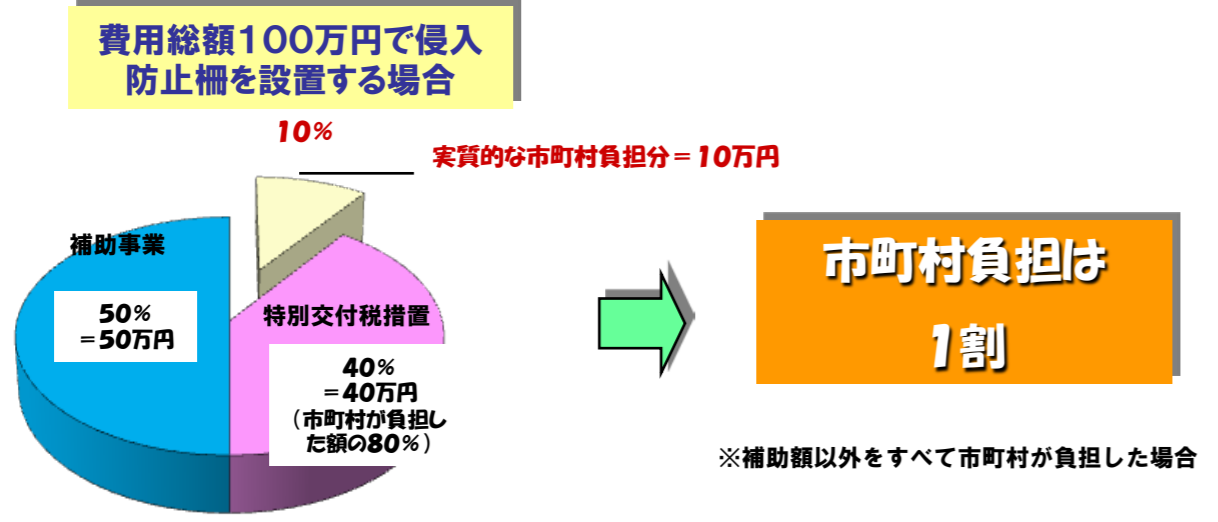


鳥獣害防止総合対策事業では、ハード事業として次のような取組も支援しています。

- 〈メニュー〉
- 侵入防止柵の設置
 - 捕獲鳥獣の肉を活用する処理加工施設の整備
 - 費用の1/2（※）を国が負担します。
※ 沖縄県は2/3、5法指定地域は55/100以内です。
 - 地域協議会及び、その構成員である（市町村、JA等）も単独で、実施主体になれます。



鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成している場合は、**特別交付税措置（交付率50%→80%に拡充）**が受けられます。



◆鳥獣被害防止総合対策事業についてご不明な点がございましたら、お近くの地方農政局等までご相談ください。

- ・東北農政局生産経営流通部農産課 022-263-1111
 - ・関東農政局生産経営流通部農産課 048-600-0600
 - ・北陸農政局生産経営流通部農産課 076-263-2161
 - ・東海農政局生産経営流通部農産課 052-201-7271
 - ・近畿農政局生産経営流通部農産課 075-451-9161
 - ・中国四国農政局生産経営流通部農産課 086-224-4511
 - ・九州農政局生産経営流通部農産課 096-353-3561
 - ・沖縄総合事務局農林水産部農畜産振興課 098-866-0031
 - ・農林水産省生産局農業生産支援課 03-3591-4958
- 鳥獣被害対策室



平成21年5月7日

鳥獣被害から あなたの農地を守ります

野生鳥獣による被害でお困りの皆様へ

～経済危機対策による補正予算でご利用いただける事業地区が拡充されます～
平成21年4月



今まで十分な被害対策ができなかった地域に朗報です

～経済危機対策により以下の取り組みができるようになりました～

現在

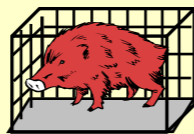


資金不足、人材不足で悩んでいる農業者



鳥獣害防止総合対策事業 地区の拡充 100地区(300地区) →400地区)

- 安全で効果的な箱わなの導入



【箱わなの導入】

- 狩猟免許講習会への参加



【狩猟免許の取得促進】

- 犬を活用した追い払いの実施



【犬を活用した追い払い】

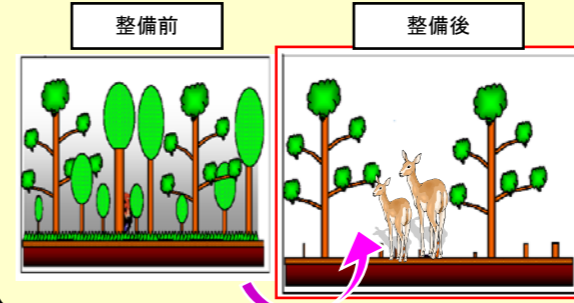
- 多獣種柵をはじめとする革新的被害防止技術の導入

- 鳥獣の生息状況調査

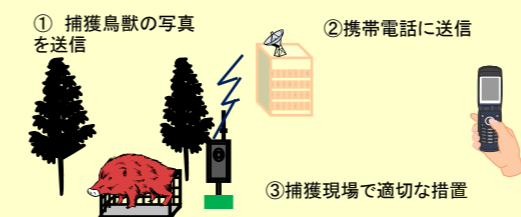
1市町村当たり
200万円まで
国が負担します。

緊急対策では次の取組も支援します

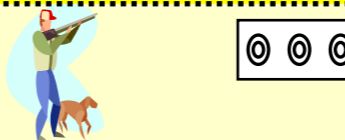
農地への出没を低減するための 大規模緩衝帯の整備



捕獲の確認作業軽減のための 遠隔監視システム導入



捕獲技術向上 のための施設整備

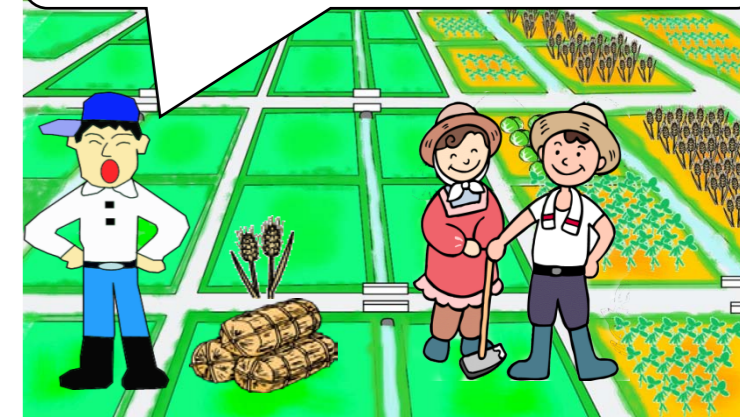


経費の **1/2**
相当額を
国が負担します。

今後



地域ぐるみの取組
のおかげで豊作だ



《事業の要件》

実施主体：実施主体は、市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成される地域協議会等であることが必要です。

被害防止計画：市町村において、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成する必要があります。